

最高裁秘書第1916号

令和4年6月23日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村 慎



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

裁判所庁舎の入り口等に開廷表を備え付けるべきことを定めた文書（現在有効なもの）

(2) 苦情の申出がされた日

令和3年11月22日付け（同月24日受付）

2 答申番号

令和4年度（最情）答申第2号

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）